

母子家庭の現状と支援

藤原 千沙 (岩手大学)
chisa@iwate-u.ac.jp

1. 母子家庭に関する施策の重要性

世界的に共通した課題、社会的・経済的課題

「子どもが育てられている」ということ、ライフチャンスの平等
「総合的な支援」、国／都道府県／市町村

2. 母子家庭の現状

■世帯所得 (社会保障給付等を含む) 平成 13 年国民生活基礎調査
2000 年 母子世帯 252.8 万円 (2.64 人)、全世帯 616.9 万円 (2.75 人)
高齢者世帯 319.5 万円 (1.54 人)、児童のいる世帯 725.8 万円 (4.27 人)

時系列変化、世帯間格差の拡大、「子どもを養育する経済基盤」の格差
子どもの貧困率、税・社会保障給付の効果 (給付前・給付後)

■所得構成 (インカム・パッケージ)
2000 年 母子世帯 252.8 万円 (100%)
「稼働所得」99.1 万円 (78.8%)、「公的年金・恩給」14.8 万円 (5.9%)
「公的年金・恩給以外の社会保障給付金」18.3 万円 (7.2%)、「仕送り」6.5 万円 (2.6%)
「財産所得」4.7 万円 (1.9%)、「その他の所得」9.3 万円 (3.7%)

国際比較「稼働所得／社会的な所得移転／私的な所得移転／その他」、「児童のいる世帯」世帯との比較

■就業率
厚生労働省「全国母子世帯等調査」 1998 年 84.9%
厚生労働省「就業構造基礎調査」 1997 年 86.0%
総務省「国勢調査」 2000 年 82.0%
日本労働研究機構「母子世帯の就業支援に関する調査」 2001 年 87.3%

1997 年「就業構造基礎調査」再集計 (日本労働研究機構)
女性 (15 歳以上) 50.1%、女性 (20-59 歳) 65.7%
母子世帯の母 86.7%、ふたり親世帯の母 52.5%

■週平均就業時間

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 20 時間未満 : 3.3% | [平均] 40.2 時間 |
| 20-30 時間未満 : 8.4% | [雇用形態別] 正社員 : 44.7 時間 |
| 30-35 時間未満 : 8.6% | パートアルバイト : 33.8 時間 |
| 35-40 時間未満 : 12.6% | 他の非正規 : 39.8 時間 |
| 40-45 時間未満 : 29.7% | [末子の年齢別] 2 歳未満 : 37.6 時間 |
| 45-50 時間未満 : 16.3% | 2-5 歳未満 : 37.9 時間 |
| 50-55 時間未満 : 7.7% | 5-8 歳未満 : 38.9 時間 |
| 55-60 時間未満 : 2.3% | 8-11 歳未満 : 41.4 時間 |
| 60 時間以上 : 5.1% | 11-14 歳未満 : 41.3 時間 |
| | 14-17 歳未満 : 41.6 時間 |
| | 17-20 歳未満 : 39.6 時間 |

■なぜ稼得所得（賃金）が低いのか。

1997年「就業構造基本調査」再集計（日本労働研究機構）

| | | | | |
|-------------|-------|------|---|-------|
| 就業している者のうち、 | | 「正規」 | ／ | 「パート」 |
| 女性（15歳以上） | 42.8% | | | 23.9% |
| 女性（20-59歳） | 47.2% | | | 25.4% |
| 母子世帯の母 | 50.3% | | | 31.5% |
| ふたり親世帯の母 | 32.5% | | | 40.2% |

| | | | |
|-------|----------|---|----------|
| 勤労収入 | ひとり親世帯の母 | | ふたり親世帯の母 |
| 【平均】 | 217.3万円 | > | 188.5万円 |
| 「正規」 | 284.1万円 | < | 343.9万円 |
| 「パート」 | 121.2万円 | > | 88.0万円 |

■なぜ「正規」の賃金が低いのか？

勤続年数、事業所規模、学歴

1997年「就業構造基本調査」再集計

| | | | | |
|----------|-------|-------|-------|--------|
| 【最終卒業学校】 | 中学 | 高校 | 短大・高専 | 大学・大学院 |
| 母子世帯の母 | 19.0% | 61.7% | 15.1% | 4.2% |
| ふたり親世帯の母 | 7.5% | 56.2% | 26.2% | 10.1% |

2001年「母子家庭の就業支援に関する調査」（全国、有効集計サンプル1721）

【最終卒業学校】 中学13.1% 高校49.0% 短大・高専15.6% 大学7.1%

■母子世帯は稼得所得（賃金）は低いのか？

YES & NO

——他の女性と比べて、他の「子どもをもつ女性（母）」と比べて

<就業形態・職種・勤続年数・学歴・従業員規模・地域……等、他の属性をそろえれば、「母子世帯」であることは、賃金水準を有意に上昇させる>

——他の有子世帯（ふたり親世帯）と比べて、子どもを育てるのに必要な費用と比べて、最低生活費と比べて

ふたり稼ぎ手／ひとり稼ぎ手、男女賃金格差、「子を20歳まで育て上げる」ための費用

3. 母子家庭への支援

■ひとり親家族の生活の困難さ、「ひとり親」であるということ

子どもと対峙する時間／子どもを育てるのに必要な収入を得る時間

■ニーズ、関係図（概念図）、必要な支援

時期、子どもの成長段階、ひとり親になった理由

■すぐできること／少し工夫をすればできること／予算化しないとできないこと

窓口、他部門との連携、母子自立支援員、自立支援メニュー、一般子育て施策

■母子自立支援員の重要性、「総合的な支援」、知識と権限

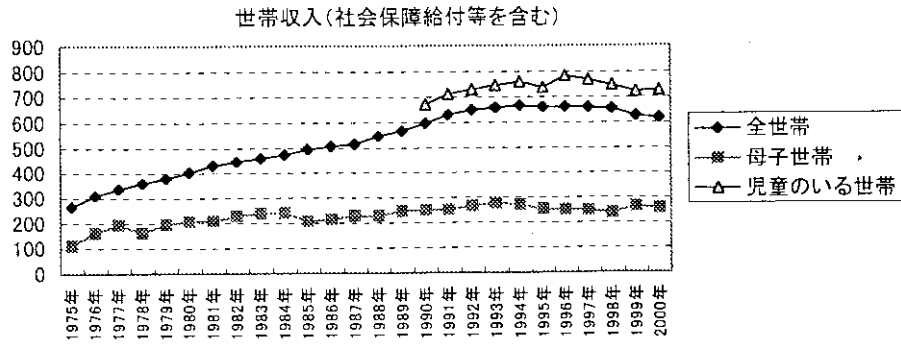
■就労支援、可能性と危険性

選択できるゆとり・余裕、教育訓練、意欲・気力、健康悪化、精神不安定、子どもへの影響

■子育て支援＝親支援、一般子育て施策との関連

■当事者の声、母子寡婦団体≠当事者、地域の子育てグループ、女性グループ、協力・連携

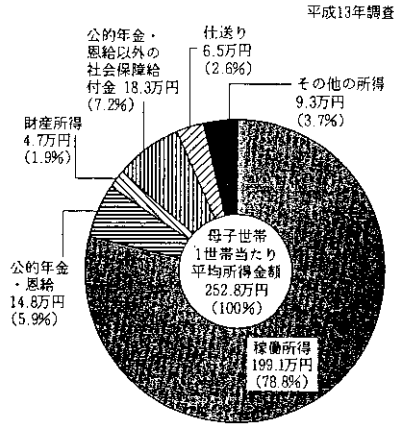
A



資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

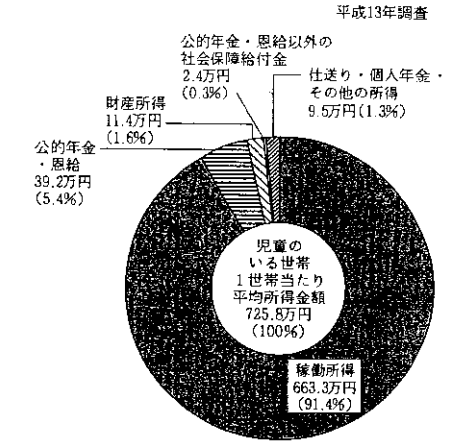
B

図1 母子世帯における所得の種類別に見た1世帯当たり平均所得金額及び構成割合



C

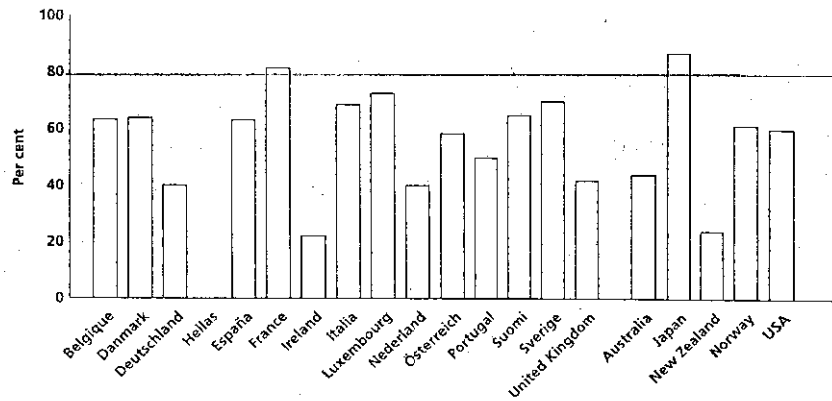
図4 児童のいる世帯における所得の種類別に見た1世帯当たり平均所得金額及び構成割合



国民生活基礎調査

D

Chart 1.3a Percentage of lone mothers employed

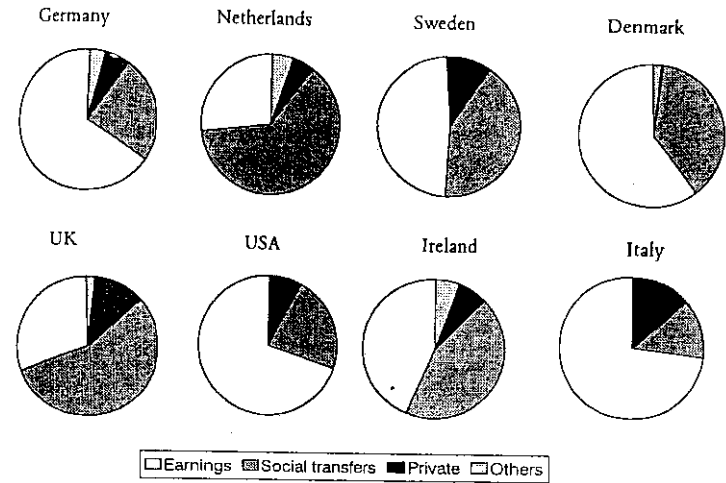


J. Bradshaw et al (1996)

The employment of lone parents: a comparison of policy in 20 countries

E

Figure 0.1: Income packages of lone mothers, aged 20-55.

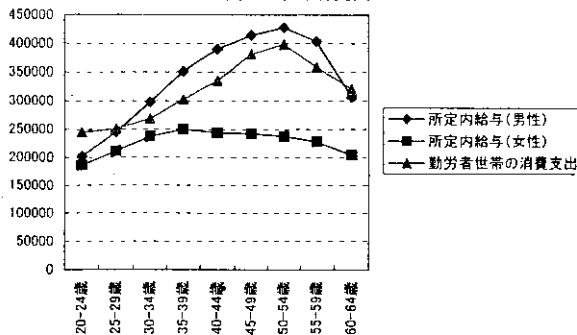


J. Lewis ed. (1997)

Lone Mothers in European Welfare Regimes

F

男女労働者の賃金と家計消費支出



資料) 厚生労働省「賃金センサス 平成13年版」、総務省「家計調査年報 平成13年」

G

■ひとり親世帯の最低生活費と賃金(単純モデル)

【单身+子1人】2人世帯の最低生活費(生活保護基準) ※冬季加算なし
30歳~50歳の間、子ども1人を20歳まで扶養すると仮定

| | 生活扶助1 類(本人) | 生活扶助1 類(子) | 生活扶助2 類 | 教育扶助 | 児童養育加 算 | ひとり親加 算 | 住宅扶助 | 合計 |
|---------|----------------|---------------|------------|-------|------------|------------|--------|---------|
| 1級地-1 | | | | | | | | |
| 20歳 | 40,410 | | 43,910 | | | | 13,000 | 97,320 |
| 25歳 | 40,410 | | 43,910 | | | | 13,000 | 97,320 |
| 30歳+0歳 | 40,410 | 15,140 | 48,600 | | 5,000 | 23,520 | 13,000 | 145,670 |
| 35歳+5歳 | 40,410 | 27,250 | 48,600 | | 5,000 | 23,520 | 13,000 | 157,780 |
| 40歳+10歳 | 40,410 | 38,850 | 48,600 | 2,150 | 5,000 | 23,520 | 13,000 | 169,530 |
| 45歳+15歳 | 38,610 | 47,830 | 48,600 | 4,180 | 5,000 | 23,520 | 13,000 | 180,740 |
| 50歳+20歳 | 38,610 | 40,410 | 48,600 | | 5,000 | 23,520 | 13,000 | 169,140 |
| 55歳 | 38,610 | | 43,910 | | | | 13,000 | 95,520 |
| 60歳 | 36,500 | | 43,910 | | | | 13,000 | 93,410 |

| | 生活扶助1 類(本人) | 生活扶助1 類(子) | 生活扶助2 類 | 教育扶助 | 児童養育加 算 | ひとり親加 算 | 住宅扶助 | 合計 |
|---------|----------------|---------------|------------|-------|------------|------------|-------|---------|
| 3級地-2 | | | | | | | | |
| 20歳 | 31,320 | | 34,030 | | | | 8,000 | 73,350 |
| 25歳 | 31,320 | | 34,030 | | | | 8,000 | 73,350 |
| 30歳+0歳 | 31,320 | 11,730 | 37,670 | | 5,000 | 20,240 | 8,000 | 113,960 |
| 35歳+5歳 | 31,320 | 21,120 | 37,670 | | 5,000 | 20,240 | 8,000 | 123,350 |
| 40歳+10歳 | 31,320 | 28,560 | 37,670 | 2,150 | 5,000 | 20,240 | 8,000 | 132,940 |
| 45歳+15歳 | 29,920 | 37,070 | 37,670 | 4,180 | 5,000 | 20,240 | 8,000 | 142,080 |
| 50歳+20歳 | 29,920 | 31,320 | 37,670 | | 5,000 | 20,240 | 8,000 | 132,150 |
| 55歳 | 29,920 | | 34,030 | | | | 8,000 | 71,950 |
| 60歳 | 28,290 | | 34,030 | | | | 8,000 | 70,320 |

【地域別最低賃金】

| | 時給 | 月額 | |
|---------|-----|----------|-----------|
| | | (×173時間) | (×2085時間) |
| 岩手 605円 | 605 | 104,665 | 1,261,425 |
| 福岡 643円 | 643 | 111,239 | 1,340,655 |
| 愛知 681円 | 681 | 117,813 | 1,419,885 |
| 大阪 703円 | 703 | 121,619 | 1,465,755 |
| 東京 708円 | 708 | 122,484 | 1,476,180 |

仮定: 週40時間労働=1年365日で2085時間42分以下
12ヶ月で割ると、1ヶ月約173時間(年2076時間、月21.6日)

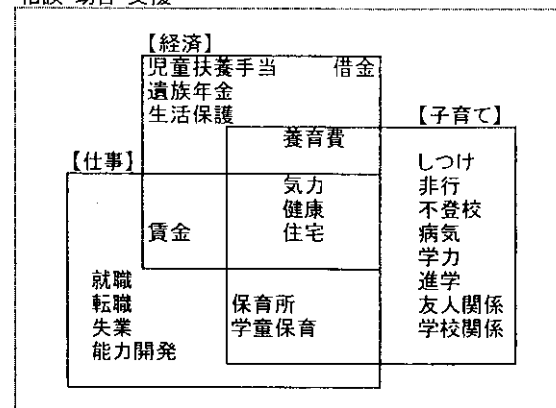
○時給制の仕事だと、週40時間働くだけでは、月給10万~12万、年収126~147万にしかない。

○単身で暮らすだけなら最低生活をぎりぎり維持できるが(上記20歳、25歳、55歳、60歳)、
子ども1人も育てることはできない(上記30~50歳)

○住宅費、医療費、高校・大学への進学

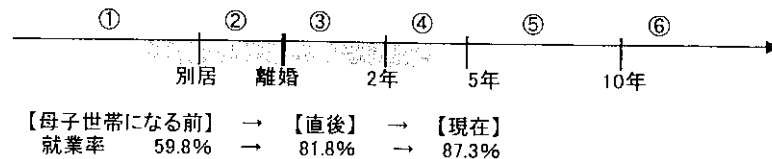
H

相談・助言・支援



- 家族関係、親族関係の調整
- 情報提供、社会的資源の活用
- 緊急性の判断(虐待、自殺、犯罪等)
- 自信(自己評価)の回復、新生活の構築

I



- 「前後」の支援を、初期相談・初期対応の重要性
- 多様性、個性への配慮(子どもの成長段階、ひとり親になった理由、成育背景)
- 「かりたてられるように」仕事に就くことの弊害、「準備をした」ことの効果
- これまでの人生・生活全体を見渡せるゆとり、情報の提供、将来の可能性・自信の回復

【事例3】家賃滞納による退去

夫はギャンブル好きで、給料のほとんどを費やし、サラ金にまで手を出していた。サラ金業者の取り立てがひどくなり、夫は1年前に蒸発する。

本人は幼い2人の子どもをかかえ、実家や友人から借金をしながら生活をしてきたが、本人名義の借金の返済もあり、生活は困窮している。友人に子どもを預け、夜アルバイトをしているが、家賃も払えず3ヶ月滞納し、家主より退去を言い渡されている。

借金をかかえ、転居費用がないため、身動きできない状況になっている。

幼い子どもの養育上の問題もあり、育児との両立を考えると通勤距離等の制約もあるが、安定した収入を得るための求職活動のサポートが必要である。

住居の確保、経済面等生活基盤を整え、早急に生活の再建を図ることが望ましい。

(1) 子育て支援・母子生活支援

- 児童扶養手当と母子家庭医療費助成制度の申請→市町村担当夫から1年以上遺棄されているため受給資格がある。
- 低家賃住宅に転居→大阪府住宅管理センター
随時募集の府営住宅「あき家特別募集」
- 転居費用について→母子相談員
償還可能なら母子福祉資金貸付制度（転宅資金）の利用
- 母子生活支援施設の利用→福祉事務所
- 借金の整理（任意整理、自己破産）→法律相談
- 子どもの養育について
保育所の利用→福祉事務所
母子家庭介護人派遣制度の利用→大阪府母子寡婦福祉連合会
(7ページ参照) 大阪府総合福祉協会

(2) 就労支援

- 昼間の仕事に転職することを検討→ハローワーク
夜間のアルバイトは短時間で高収入を得やすいが、幼い子どもの養育を再考する。

【事例4】子どもの非行

小学校の頃から学校を休みがちであった長男が、中学生になり万引きグループに加わっていたことが発覚。学校に呼出され、もっと子どもの相手をするよう言われるが、本人は転職したばかりで、長男のことも気になるが何もできない。仕事にも集中できず、休みも続いたため解雇されてしまった。

相談相手もなく気持ちが落ち込むばかり。父親がいなくてもいいか、これからますます子育ても難しくなると思うと何も手につかない。

長男は学校集団になじめず、勉強もついていけない。家庭でもうまく言葉で思いを伝えられず、配慮が必要な子どもである。人への親和性はあるが、友達の中では力関係に流されやすい。

本人は、家事や子育てが苦手であり、また困難を解決していこうという姿勢が弱い。学校と密に連絡をとり、長男には担任の先生との良い関係をつくり、大人に受容される体験を増やし、必要な指導をする。本人には子どもへの接し方を助言し、自分への自信回復のため援助を行う。

(1) 子どもの状態をつかむ

- 子どもの発達、行動面を把握し必要な指導援助を行う。
- 担任と連絡を密にとり、学校での生活状況を把握。
→子ども家庭センター①心理診断による助言
②同年齢児童グループによる通所指導
③学校生活での適応力を高める

(2) 本人への就労援助

- 本人の子育て及び就労への不安をサポートし、安定就労へむけた援助を行う。
→母子相談員①アルバイト等短時間の就労情報を提供する。
②少しずつ自信をつけながら、ハローワーク等と連携し就労支援を行う。

【事例5】入退院を繰り返す子ども

幼児期から病弱で喘息のため入退院を繰り返す小学生の女兒。入院すると症状は安定するが、退院して自宅に戻ると悪化。学校も休みが多くなり、本人も看病のため就労できず生活保護を受給している。隣家には祖父母と姉夫婦が住んでおり何かと干渉を受ける。

女兒以外にもまだ幼児を抱えており、早く就労して自立したいが見通しがたない。医師から病弱児専門の学校が施設に預けてはと勧められたが、母親の責任を放棄するようで身内からの非難を考えると決心がつかない。

子どもの病気の専門的診断を行った上で方針を決定。家族、親戚からの干渉が強く本人は周囲への気兼ねや劣等感から安定した心理状況になれない。そのような家族関係が子どもの症状に影響していると推測できる。子どもの治療上家族との分離が有効なら、病院等を利用することにより学業の保障と安定した生活を提供し、子どもの治療と成長を図る。その間に、母自身も自らの課題を整理し、就労自立を目的に主体性を取り戻せるよう支援が必要。

(1) 専門的な医療機関で検査実施→現在の主治医から紹介状をもらう

- 喘息を専門的に扱っている病院で正確な診断を受け方針をたてる。
- 通院で治療可能か入院治療が必要かを判断する。

(2) 入院治療が必要との診断→専門病院への入院と通学保障

- 症状緩和しかできない状態で、学校も欠席が多く、治療・学業ともに十分なことは出来ていない。家庭ではこれ以上改善は望めないと判断し、病氣治療と学習権の保障のため適切な方法を検討する。
- 児童福祉施設の入所利用も考えられるが、母の養育責任を気にする様子を考えると、病氣治療のための専門病院入院が抵抗が少ない。
- 専門病院に入院し、隣接する虚弱児童養護学校へ転校する。

(3) 家族関係の整理→病院ワーカー→母子相談員

家庭の主役は母と子どもであり、母が中心となり子どもとの生活を築くものである。祖父母や姉らは周囲から援助する役割であり、母の意見も聞かず大事なことを一方的に決めてしまうと、援助しているつもりが逆に本人の自信を喪失させ、意欲を削ぐ結果となる。

(4) 就労への準備→母子相談員

生活保護を受給しながら母も無理のない範囲で生計を担い、自分に自信をつけていく。周囲の目を気にしすぎず自己決定ができるよう援助する。

【事例9】離婚後の生活不安

本人36才(無職)、夫37才(会社員)、小学生2人の子がいる。夫の女性関係が究竟。一方的に夫から離婚を申し立てられている。夫への思い、子どものこと、離婚後の生活のこと等考えるとなかなか離婚に踏み切れず、揺れ動いている。九州の実家の母は一人で年金生活をしており、心配をかけたくない。また経済的援助も望めない。

結婚後、主婦業に専念してきた本人にとって、離婚後は一人の力で一家を支えていかなければならないという厳しさへの不安がある。夫との関係における衝撃、葛藤、混乱等精神的打撃は大きく、身近に相談する相手もなく、気持ちの整理ができていない。本人の気持ちをうけとめながら、自己決定できるようエンパワメントされる支援をしていくことが望ましい。

(1) 精神的支援→母子相談員

本人の傷ついた気持ちやプライベートな内容であることを理解し、安心して話せる場であることを伝え、理不尽な現実を直視していけるよう本人の気持ちを受けとめる。

(2) 「離婚等不受理申出」→市町村戸籍担当課

本人に離婚意志がない、または迷っている間に、夫から一方的に離婚届を提出されないための手続き。

(3) 各種制度や社会資源の情報提供→母子相談員

経済的問題については法律相談・公証役場・家庭裁判所において、養育費・財産分与・慰謝料について取り決める。合意すれば公正証書を作成する。

協議離婚が成立しなかった場合は、家庭裁判所に調停を申し立てる。

(4) 離婚に伴う子どもへの配慮→母子相談員

子どもの問題については母子相談員等が助言。親権については子どもの意見を尊重し、父親の面接交渉権については子どもの希望や気持ちを大切にす。

*エンパワメント

一人一人が誰でも本来持っている「自分の力」に気づき、その力を取り戻すこと。傷つけられ、抑圧され、外へ出せなくなっていた力に気づき活性化すること。

【事例11】育児不安と虐待予防

前夫は子どもが生まれてから仕事も休みがちで給料は遊興に使ってしまい、生活費にも困る状態となった。母で暮らすことを決意し、3才と1才の幼児を引き取り1ヵ月前に離婚した。両親が生活費を援助し、本人が育児に専念できるようにしてくれた。離婚後は温かい家庭を築こうと一生懸命やっていたが、近頃3才の子が言うことをきかなくなり叩いてしまうことが増えた。子どもは可愛いし、大事に育てなければと思っているが、思いとは逆に叩いてしまい、後で後悔するが繰り返してしまう。自分は子どもを虐待しているのではないかと怖くなる。

本人は離婚後、はりつめた気持ちで生活してきたが、現実には手のかかる幼児を2人抱え余裕がない。生活の急激な変化と1人で全てを担わねばならない状況に自分自身を追い込んでしまった。

子育てに悩む同じ立場の母親との交流や保育所等を利用して子どもとの距離をとる。また短時間の仕事を始めてみるなど母子間の緊張関係を和らげ、生活場面や対人関係を拡げ母子だけの世界に閉じこもらないように支援する。関係機関と連携してサポート体制をつくり援助経過を見守る。

身近な地域の機関や人々のネットワークによる援助が重要である。

子ども家庭センター／児童相談所・家庭児童相談室／福祉事務所、保健所及び保健センター、地域子育て支援センター、民生委員・児童委員、民間の虐待相談機関、児童福祉施設／児童家庭支援センター、保育所、幼稚園、学校、病院などの機関がある。

(1) 子どもの発達面等を把握→市保健センターの健診や発達クリニック

育児を困難に感じる場合、養育の不適切さだけでなく、子どもにも発達の遅れなどがあることも多い。子どもの健康や発達面を把握し、育児の助言と援助方法を検討する。

(2) 育児教室等の活用→地域子育て支援センター、家庭児童相談室

親の育児負担を軽減し子育てへの助言、集団の場を活用して発達援助を行う。

各市の保健センター等で行われている育児教室、保育所の園庭開放や一時保育、子育てサークル等を始め、保育所、幼稚園等がある。

(3) 本人の気持ちをサポート→母子相談員

離婚に至った経過、子育てでの不安、両親への経済的な依存など母が一人で抱えている課題は多い。母の心情への共感とこれまでの努力を支持し、孤立していないことを伝え、周囲からの援助を受けることができるようにする。

【事例12】夫からの暴力

結婚当初より夫から暴力を受け続け、骨折や前歯を折られたこともある。精神的にも追いこまれ心療内科に通院し、睡眠薬による自殺未遂を図ったこともある。

夫は事業に失敗し、多額の債務を負うが働こうとはしない。本人はパートに出ているが、夫は毎日カバンの中をチェックし、帰宅が少しでも遅くなると大声を出して暴力を振るう。実家へ逃げてもすぐに連れ戻された。小学3年生と保育園児の子どもたちには暴力はないが、夫を怖がっている。子どもとともに新しい生活を決心している。

生命の危険があるため、関係機関の早急な連携による保護が必要である。母子の一体性を考慮する必要がある。社会資源の情報提供をおこなう、自己選択を促す。

DV(30ページ参照)は、子どもたちの側からみれば、「子どもへの虐待」と言える。

(1) 可能な限り子どもと一緒に行動する。

後日、離婚調停等で、子の親権を争う場合に重要な要素となる。

①緊急避難(短時間)

●知人宅(親族、友人)への避難

●一時保護施設(女性相談センター、民間シェルター、母子生活支援施設、児童養護施設)の利用

②母子生活支援施設入所→福祉事務所

③遠隔地への避難

●住居が定まり経済的に困窮、生活保護の相談→福祉事務所

●住込就労先を確保する方法→ハローワーク

(2) 元の住居に留まる或いは戻る場合は、防衛策をとりながら自立の準備をする。

①危険物(包丁や金属バット等)を取り除き、被害を最小限に抑える。

②相談を継続し、相談員や友人と定期的に連絡をとる。

③暴力の再発はDVの特徴であるため、慎重に状況を見守り、万一の事態に備えて避難場所、生活資金を整える。

④話し合いは、第三者と同席で行う。

⑤相手に反省や自分を変えたいとの兆しを感じた場合は、積極的に評価する。努力する気持ちがあれば、加害者に対する専門機関(メンズリブ)への相談や自己啓発セミナーへの参加を勧める。